

神戸労災病院 医療安全対策に関する取り組み事項

1 医療安全に関する基本的な考え方

当院の基本理念・方針に基づき、安全で安心な医療を提供する体制を整備し、医療事故の発生要因を取り除くことで、医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 医療安全管理に係る組織・体制に関する基本的事項

(1) 医療安全管理委員会を設置・運営し、医療の安全管理に係る体制の確保および推進に努める。

(2) 医療に係る安全管理を適切に行うため、以下の体制を整備する。

医療安全統括責任者の配置

医療安全管理者の配置

各部門に医療安全対策責任者の配置

患者相談窓口の設置

3 医療安全に係る職員の教育・研修に関する基本方針

全職員を対象に、医療安全対策の基本的な考え方や具体的方策について周知徹底し、職員一人ひとりの医療安全に対する意識を向上させる。

(1) 全職員を対象に医療安全管理のための研修を年2回以上開催する。

(2) 経験年数に応じた階層（新人・中間・管理職）及び職種ごとに研修を実施する。

4 医療に係る安全確保のための改善に関する基本方針

(1) 医療安全対策規程および医療安全に関するマニュアルの作成と適時見直し

(2) インシデント・アクシデントレポートの集計、分析、検討、対策、及び周知

5 医療事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 医療事故が発生した際には、医師や看護師をはじめ、関連する部門が速やかに集結し、最善の医療処置を行うとともに、状況の悪化に迅速に対応できる体制を整備する。

(2) 患者さん及びご家族には、事実関係に基づき速やかに誠意をもって説明を行う。

6 医療従事者と患者さんとの間の情報の共有に関する基本方針

ここに規定する事項は、院内掲示および当院ホームページに掲載するものとする。

7 患者さんからの相談への対応に関する基本方針

患者さんや家族からの相談・苦情については、患者相談窓口を設置し、相談内容に応じて適切な部門と連携し、病院として対応することで、患者さんに不利益が生じないように努める。

2019年5月1日作成

2024年11月改訂